

国家公務員倫理審査会

## 国家公務員倫理カード

制度に関して判断に迷うときや公務員倫理に反する  
と疑われる行為に気付かれたときは、速やかに上司  
や倫理担当部局又は倫理審査会に相談しましょう

あなたの所属組織の相談・通報窓口(連絡先を記載しましょう)

組織内部の窓口

外部の窓口(弁護士事務所など)

各國税不服審判所  
管理課 総務係

革新・春原法律事務所  
015-0001 東京都港区虎ノ門1-1-21  
虎ノ門実業会館9階

公務員倫理ホットライン(国家公務員倫理審査会の相談・通報窓口)

TEL 03(3581)5344

MAIL [rinrimail@jinji.go.jp](mailto:rinrimail@jinji.go.jp)

FAX 03(3581)1802

WEB [公務員倫理ホットライン](http://jinji.go.jp) 検索

郵送 〒100-0913 東京都千代田区霞が関1-2-3

お邊りした方の氏名等は謹んでお尋ねいためなど、通報者が不利益な取扱いを受けることないよう万全を期しています

平成31年4月作成

### 倫理行動規準(倫理規程第1条)

- 国民全体の奉仕者であることを自覚し、公正な職務執行に当たること
- 職務や地位を私的利害のために用いないこと
- 国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
- 公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて職務に取り組むこと
- 勤務時間外でも、公務の信用への影響を認識して行動すること

## 禁止行為

### 利害関係者との間

- ・贈典・せん別・慰暮などの名目を問わず、金銭・物品等の贈与を受けること  
(例) 広く一般に配布される宣伝用物品や記念品)
- ・酒食等のもてなしなど、供応接待を受けること  
(例) 会議での簡素な飲食、多数の者が出席する立食パーティー)
- ・自動車による送迎など、無償でサービスの提供を受けること
- ・ゴルフや旅行を共にすること
- ・金銭の貸付けを受けること
- など

### 利害関係者以外との間

- ・繰り返しの接待や著しく高額なものの贈与を受けるなど、社会通念上相当認められる程度を超えて供応接待や財産上の利益の供与を受けること

### その他

- ・つけ回しをすること
- ・国の機関が補助金等を支出している書籍等の監修料等を受けること
- ・他の職員が倫理規程違反によって得た利益であることを知りながら、その利益を享受すること
- ・倫理法等違反の事実について、虚偽の申述又は隠ぺいすること
- ・管理監督職員が、当該事実について黙認すること

### 利害関係者とは

職務として携わる許認可、補助金、立入検査、監査・監察、不利益処分、行政指導、契約等の事務の相手方など  
※ 算定により直接の利害関係がなくなった場合も、原則3年間は引き続き利害関係者みなされます。

### 利害関係者との飲食の際の注意事項

- ・割り勘など利害関係者の負担によらない飲食は禁止されています。
- ・ただし、自己負担が不十分で差額分を利害関係者が負担した場合(きちんと割り勘になっていない場合など)には、当該差額分の供応接待を受けたことになります。
- ・利害関係者と飲食した際は、自己の費用を正しく負担しているか領収書等で確認しましょう。

※ 利害関係者と飲食する際、自己の費用が1万円を超える場合は、倫理監督官への事前の届出が必要

**禁止行為をした場合、倫理規程違反として  
免職などの懲戒処分を受けることとなります**